

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

確定申告書の提出先

Q：私は個人事業者です。所得税の確定申告書を提出しようと思うのですが、昨年12月に引越しをして住所が変わっています。確定申告書は、旧住所地と新住所地のどちらの所轄税務署に提出するのでしょうか。

A：新住所地の所轄税務署に提出しなければなりません。

【解説】

確定申告書の提出や納税などの税務に関する手続きは、原則として、申告などをする際の納税地を所轄する税務署長に対してすることになっています。この場合、納税地とは、原則として住所地となりますので、ご質問の場合は、新住所地の所轄税務署に提出することになります。

ただし、間違えて異動前の納税地を所轄する税務署へ提出された申告書は、現在の納税地を所轄する税務署に提出されたものとみなされることになっており、旧納税地の所轄税務署は、その確定申告書を新納税地の所轄税務署へ送付するとともに、確定申告書を提出した人にその旨を通知することになっています。

また、確定申告書の提出先は、原則として、住所地を所轄する税務署ですが、事業所がある場合には、事業所を所轄する税務署へ提出してもよいことになっています。この場合には、所得税の納税地届出書を住所地を所轄する税務署と事業所を所轄する税務署の双方に提出しなければなりません。

